

裁判員経験者の意見交換会議事概要

仙台地方裁判所

日 時	平成 27 年 6 月 8 日 (月) 午後 2 時 20 分～午後 4 時 20 分
場 所	仙台地方裁判所第 2 会議室 (2 階)
出席者等	司 会 者 小 池 健 治 (仙台地裁第 2 刑事部総括判事) 裁 判 官 河 村 俊 哉 (仙台地裁第 1 刑事部総括判事) 検 察 官 犬 木 寛 (仙台地検検察官) 弁 護 士 後 藤 雄 大 (仙台弁護士会所属) 裁判員経験者 7 人 (以下「1 番」から「8 番」と表記※「6 番」は欠席) 報 道 機 関 7 人 (河北新報社, 朝日新聞社, 毎日新聞社仙台支局, 読売新聞社東北総局, NHK 仙台放送局, 東日本放送, 共同通信社仙台支社)

1. 本意見交換会の趣旨説明等

司会者

よろしく願いいたします。

裁判員制度は今年 5 月で施行後 6 年を迎えました。県民の方々の誠実な姿勢と高い意識に支えられまして、おおむね安定的に運営ができております。この間、当庁におきましては、約 830 名の裁判員、補充裁判員の方々に参加していただきました。本日は 4 名の裁判員経験者と 3 名の補充裁判員経験者の方をお招きしております。

皆様の裁判員裁判を通じての経験、御意見、御感想をお聞かせいただきまして、今後の裁判員裁判の運用をよりよいものとするための貴重な財産とさせていただければと思います。また、これから裁判員裁判に参加される方々にとっても参考となりますし、参加をする上での力強い後押しになると思っておりますので、本日は、率直な御意見、御感想をお聞かせいただければ幸いです。

本日の意見交換会の話題事項としては 2 つ考えております。1 つ目は審理の分かりやすさについて、2 つ目は量刑評議についてです。

2. 自己紹介

司会者

この意見交換会には、検察庁、弁護士会、裁判所から1名ずつ法曹関係者に参加していただいております。それぞれのお立場で、裁判員経験者の皆様がどのような御意見、御感想をお持ちなのか大きな関心があるかと思います。ここで法曹関係者の方々から、一言ずつ自己紹介をお願いできればと思います。

犬木検察官

仙台地方検察庁公判部検事の犬木と申します。私は、本年4月1日に他庁からこちらに転勤して来た関係で、今回参加されている裁判員、補充裁判員の方々が担当された事件については詳しく承知しておりませんが、このような機会に参加させていただきまして、大変感謝しております。本日は、皆様の貴重な、忌憚のない御意見を拝聴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

後藤弁護士

仙台弁護士会の弁護士の後藤と申します。よろしくお願いいたします。なかなか裁判員を経験された方々の御意見を直接聞く機会がないので、今回の皆様の発言を参考にして、仙台弁護士会においても、裁判員裁判の研修等に活かしていければと考えております。

河村裁判官

仙台地方裁判所の裁判官の河村でございます。これまで裁判員裁判に参加していただきました裁判員、補充裁判員の皆様が、真摯な立場で裁判に臨み、真剣に法廷での話を聞いて、真剣に考えていただいている姿には頭が下がる思いであります。そういった裁判員、補充裁判員の方々に、参加しなければよかったと思われるように工夫していきたいと思っております。こういった点を改善すべきかについては、実際に経験された方々の御意見が非常に貴重となります。そういったことから、本日は、是非忌憚のない御意見を伺いたいと思っている次第でございます。よろしくお願いいたします。

司会者

それでは、本日御出席いただいた裁判員等の経験者の皆様から、お一人ずつお言葉をいただきたいと思います。今回は7名の経験者の方々に御参加いただいておりますので、いろいろな御意見をお聞かせいただければと思っております。

まず、1番の方ですが、去年の1月に行われた強姦致傷事件を御担当されました。その事件は、自転車に乗った女性を引きずり下ろして姦淫しようとしたが、抵抗されてそれに失敗し、その際傷害を負わせたという事件でした。事件そのものには大きな争いはなく、3日間の審理が行われた事件です。まず、全般的な感想などをお聞かせいただければと思います。

1 番

私は、補充裁判員という立場で臨ませていただきました。初めてのことでした

ので、非常に緊張して臨んだということを、ここに来て改めて思い出しました。知識がない私にとっても、分かりやすく、いろいろな面で整備されているという感想でした。裁判官、検察官や弁護士等の関係者の方々には、非常に気を遣っていただいて、進め方などが分かりやすい内容になっておりました。その一方で、その関係者の方々の負担が非常に大きいだろうと思いました。また、個人的には、その期間は仕事を休まなければならないということと、勤め先の負担も非常に大きいということが、率直な感想です。この制度に関して一言申し上げさせていただけますと、いろいろ負担が出てくるところはあると思いますが、世の中の全体のバランスを取るためには、非常に必要なことではないかと感じた次第です。

司会者

次に、2番の方ですが、昨年11月に行われた殺人未遂事件を御担当されました。母の葬儀の場で、弟である被告人が、兄の首を包丁で刺したという事件でした。事実には争いはなかったようですが、兄弟間の仲違いの経緯や、前日から当日にかけての被害者の言動等から、量刑をどうするかが問題となった事件です。5日間の審理でした。

2番

全体的な感想は、思っていたよりもやりやすかったと思いました。検察官や弁護士の進め方も分かりやすく、裁判長や裁判官の説明も分かりやすかったので、聞いていてよく理解できたと思います。

司会者

次に、3番の方ですが、昨年の9月に行われた麻薬特例法違反等事件を御担当いただきました。これは、暴力団幹部と共謀の上、約5か月間に、300回以上にわたり、多数の者に合計約4.5キログラムの覚せい剤などを譲り渡すことを業とし、その際2回覚せい剤を所持したという事件です。事実には争いがなく、主として量刑が問題となった事件です。審理日数は4日間でした。

3番

まず、総合的な感想としては、こんなに世の中に人がいるのに、まさか自分が選ばれるとはという驚きがありました。私は補充裁判員ということだったので、あまり審理には携わらないと思っていたのですが、最初から裁判員の方々と同様に審理に参加してもらいたいと言われました。また、専門用語も全く知らない一般人ですので、無知な部分があるのですが、裁判官、他のスタッフの方々に、非常に分かりやすく、丁寧にお話していただいたので、裁判員制度というのはこういうものなんだと何となく分かりました。

司会者

続きまして、4番の方ですが、昨年の10月から11月にかけて行われた殺人

未遂等事件を御担当されました。口論をしていた職場の同僚から、挑発的な言葉を言われたことをきっかけに、止めに入った別の同僚を間切包丁で刺して傷害を負わせ、さらに、殺意をもって、口論相手の同僚を刺したが、傷害を負わせたにとどまった事件です。事件の取調べの最中に供述調書を破ったという事件も併せて審理されました。審理日数は10日間で、殺人事件では、殺意があるのかが争われ、また、量刑も争点となりました。

4 番

私が担当したのは、中国人の方でしたので、通訳人が入りました。事件が3つあったので、一つずつ審理していきましたが、頭を切り替えることが結構大変でした。量刑も、3つの事件についての判決だったのですけれども、今でも果たしてよかったのかどうかということは悩んでいます。個人的には、終わってから、裁判員として量刑まで踏み込んでいいのかという感想を持ちました。その前の評議では、いろいろと私達の意見を聞いてくださり、もちろん皆さんで話し合っただけで量刑を決め、よかったと思うのですけれども、寒くなると被告人も寒いんじゃないかなあとか、もう少しこうしておけばよかったなあと思うことがありましたので、最後の量刑については、裁判員も参加しなくてはいけないのかなあというのが、正直な感想です。

司会者

次に、5番の方ですが、4番の方と同様に、殺人未遂等事件を御担当いただきました。

5 番

私は、最初は補充裁判員でしたが、裁判員の人数に不足が出たため、裁判員に選ばれ、審理に参加しました。進め方に関しましては、私は教えていただきながら、分かりやすく、ゆっくりとしたスピードでしたので、自分なりの考えは出せたのではないかと思います。おおむね、こういった中身については、葛藤はあるのですが、やらせてもらったことについてはよかったと思っています。経験者の中で95パーセントの人がやってよかったという報道を耳にしたことがあるのですが、私もそのうちの一人でございます。

司会者

続きまして、7番の方ですが、昨年12月に行われた麻薬特例法違反等事件を御担当いただきました。3番の方の事件と関連するもので、暴力団幹部である被告人が暴力団の幹部らと共謀の上、300回以上にわたり、多数の者に合計4.5キログラムの覚せい剤などを譲り渡すことを業とし、併せて、2回覚せい剤を所持したという事件と、本人が覚せい剤を使用したという事件です。審理日数は4日間でした。

7 番

去年の12月1日から5日間裁判所に通いまして、法廷に出たのは4日間だと思います。12月1日にどのような事件なのかよく分かり、このような事件も裁判員裁判なのかと思いました。新聞やテレビなどの報道を見ていると、どうしても殺人事件など自分からかけ離れている特殊な事件だけが裁判員裁判だと思い込んでいました。実際に法廷に出て、検察官などのお話を裁判官と一緒に聞いたりしているうちに、重大な事件なんだということがよく分かってきました。

それから、証人尋問の中で、通信傍受法に関わる事件だという発言があり、通信傍受法を使って捜査するような重大な事件だということに気付かされました。最初の一、二日は、このような問題に私が関わって、正しい判決を導き出すような仕事ができるのかなあというのがありました。

それで、被告人の内縁の妻の証言を聞くと、心が揺さぶられるものがあったりして、正しく判断するというのは難しいのではないかと思います。審理に臨みました。ただ、1番の方がおっしゃったように、裁判官の方々が、評議室で、私達がリラックスして、脳を緊張させずに十分に活用できるように、気持ちを和らげてくださるような気遣いがあり、ありがたかったと思いました。それから、検察官や弁護士が、分かりやすく、大きな声で、言葉の一つ一つが分かるように、はきはきとお話してくださったので、資料と併せてよく考えることができたのではないかと思います。

また、麻薬の事件は、すごく遠い世界のことだと思っていたのですが、ものすごく大きな社会的影響がある、こういう事件も裁判員が関わって社会に警鐘を鳴らしていくということに自分自身が気付かされました。そして、周りの人にも気付いてもらう、そのような事件だったということ、私は学んだというか、そういうふうに思いました。

司会者

最後に、8番の方ですが、4番及び5番の方と同様に、殺人未遂等事件を御担当いただきました。

8 番

やってみての全体的な感想は、思っていたよりも細かく段階を踏まえて、いろいろ討論していくということと、裁判員が選ばれていく過程も経験できたということです。先ほど4番の方もおっしゃっていたように、量刑を決めるときには、ものすごくプレッシャーもありましたし、人の人生に関わっていくことなので、いろいろ葛藤がありましたけれども、それも、皆さんと何回も何回も評議したりすることで、一つのチームになって刑を決めていくということが、とてもよい経験にもなりました。きちんと自分で考えることができて、偶然にもいろいろな年代や職業の方が集まったので、皆さんで意見を擦り合わせて、決めることができたのではないかと思います。専門用語も、このようなことに携わらない限りは、自分の日常とは全く関係のないワードばかりだったのですけれども、分からない

ことを本当の素人にも分かるように説明していただいたり、分からないこともすぐに質問できるような雰囲気も作っていただいたので、とても勉強にもなりました。自分が知らなかったことを知ることができたので、またそのような機会があれば参加してみたいと思いました。

3. 審理の分かりやすさについて

司会者

本日1つ目の話題事項である審理の分かりやすさについて、皆様の御意見を伺っていきましょう。

皆様に参加していただく上で、裁判所、裁判官、検察官、弁護士が、分かりやすい審理を提供できたかということでございます。少しずつテーマを絞ってお尋ねしたいと思います。

まず、皆様は、選任された当日に、事実の認定は証拠により行わなければならないという説明を受けたと思います。そこで、その証拠調べの内容から話題にさせていただきます。まず、証拠調べには、書証を読み上げたり、写真を示したりする部分と証人や被告人から直接話を聞く部分に分けられます。大事なお話については、基本的に直接人の話を聞いていただくことが多いのですが、そこで、証人尋問や被告人質問に関する分かりやすさなどの感想をお伺いしたいと思います。例えば、お医者さんの証人尋問のあった4番の方は、証人尋問はいかがだったでしょうか。

4番

基本的には分かりやすかったです。病院の先生がいらっしゃって、刺し傷や場所の説明も図で示してくれたり、人体模型のようなものを出して、これくらいだと死んじゃいますとか、具体的に話していただいたので、自分の中でもイメージができて、分かりやすかったです。ただ、病院の先生は専門的な言葉が多くて、少し分かりづらいところもありました。検察官や弁護士は、私達にも分かるようにかみ砕いて説明して話してくれるのですけれども、病院の先生は病院の先生でした。全体的にはよく分かったと思います。

8番

全体的には、私も4番の方と同じで、分かりやすかったですけれども、通訳が入りましたので、日本人の証人が話をしている、それを被告人に伝えるためにまた通訳が入ったりなど多少中断するので、ちょっとスムーズに聞こえない場面もありました。けれども、内容的には分かりやすかったです。多分気を遣っていただいていると思うのですが、検察官や弁護士が話す内容や言葉使いも、イメージしていたよりも素人にも分かりやすかったと思います。

司会者

尋問の際に、この質問はどのような意味があるのだろうか、きつとこういった意味があるのだろうか、その辺りはどうでしたか。

8 番

法廷では、質問している意図などが分からない場合があったのですが、評議室に戻って、他の裁判員の方々と評議していく中で、ああそういった意図があったのかと分かったりしたことはありました。

2 番

証人尋問で、皆さんから、もう少し証人が欲しかったねという声が聞かれました。殺人未遂の事件で、その旅館で働いていた従業員の人は、被告人や被害者の人柄をどのように思っていたのかを聞きたかったという声がありました。

司会者

被告人質問では、このようなことが問題になっているということが、伝わってきたでしょうか。

2 番

それは伝わってきました。手に汗をかくくらい伝わりました。分かりやすかったです。

司会者

1 番の方は、証人尋問ではなく、被告人質問でしたが、いかがでしょうか。

1 番

裁判員の中では、なぜという動機の部分がよく理解できない、なぜそのような思考回路になるのかよく分からないという方が複数いらっしゃいましたが、それについて裁判官が被告人に質問してくれました。裁判員が被告人に直接質問するのではなかったのですが、裁判官を通じて質問できました。そのようなサポートをしていただけたので、私は、このようなことなのかと理解できました。

司会者

検察官や弁護士が質問しているときには、こういった意図なのだと理解できましたか。

1 番

はい。その部分は理解できました。

7 番

被告人は、ある程度罪を認めていた訳ですけれども、麻薬取引においてどのような地位にあるのかということを、私が感じたり、資料を見たりする以上に、検察官は、被告人が置かれている立場が主導的立場で、重要な地位にあって、非常に罪が重いと一生懸命におっしゃっていたのではないかと感じました。失礼な言い方ですが、検察官は、事件の重要性をもっと重く感じさせるために言っているのではないかと、裁判で求刑以上に刑が軽くなることを見越して余計に重く言っているのではないかとこの考えを持っていました。それが、評議室に戻って来て、被告人の立場の重さを判断するとき、なかなか理解しにくく難しいことでした。皆さんがこういうことなんだといろいろな意見を出す中で、気が付いていく、そういうものなんだとどこかで思いました。

司会者

証拠調べのうち、証拠の取調べの分かりやすさについてお伺いします。証拠の取調べは書面を読み上げたり、写真や証拠物を示したりしながら、行っていたと思いますが、それについて何かお感じになったことはあったでしょうか。3 番の方どうですか。

3 番

証拠物が法廷で提示され、見るだけかと思っていたのが、裁判員の方にも回ってきて、証拠物を目の当たりにしたときはちょっとびっくりしました。

7 番

担当した事件は、300回くらいにわたるたくさんの取引があったものでした。示される証拠が、文章の状態のものですと読むのに精一杯でしたが、一覧表に示していただいて、その表が見やすく色分けされていたり、表そのものが分類されて整理されていたので分かりやすかったです。その表を見ると、たくさんの取引があったことや関わった人がどういう人なのかということが分かりやすく示されていました。

司会者

それでは、当事者が証拠調べの初めに行う冒頭陳述、審理の終わりに行う論告や最終弁論のような主張に話題を移します。検察官や弁護人は、証拠調べの初めに、事案の争点や量刑上のポイントについて、どこに光を当てた立証を行うかについて明らかにしたかと思います。皆さんが経験した事件では、冒頭陳述が終わった後、これからどのようなことに着目して証拠調べを聞いたらいいか、理解できるようなものでしたか。5 番の方どうですか。

5 番

冒頭陳述の段階では、どういう方向に向かっていくのかは分からなかったと思

います。進めていく過程の中で理解できるようになりました。すぐに分からなかったという点については、もうちょっと工夫があってもよかったのかなと思います。書類に関しては、検察官からは、カラーの書類が出てきて、分かりやすかったです。逆に弁護士から提出されたものは、白黒で文字だったので、読み込めるかなと感じたということがありました。

司会者

2 番の方は、兄弟間の仲違いが背景にある事案のようですが、冒頭陳述を聞いた時点で、どの辺りに着目したらよいか分かりましたか。

2 番

冒頭陳述では、着目点についてはよく理解できませんでした。被告人に対する悪いイメージばかりついてきてしまって、被告人が悪者のように、私の中では思い描いてしまったのですが、審理が進んでいく中で、いろいろな証人の尋問を聞いていくと、全然見え方が変わってくるのだなと感じました。

司会者

3 番の方は、7 番の方と同じような事件を担当されましたが、覚せい剤の大量の取引事案であり、一般の方からするとほど遠い世界の話だったと思いますが、双方の冒頭陳述を聞いて、これから何が始まるのか分かりましたか。

3 番

最初は分かりにくい話にしか聞こえなかったのですが、これはこういう意味合いだとか、これはこういう話だと教えていただきながら、進行するうちにだんだん分かってきました。何せ数字が飛び交う説明が多かったので、それを自分の頭で整理するのが一杯一杯でした。

司会者

4 番、5 番、8 番の方は、殺意が問題となった事案ですが、どのような事実に着目して検討したらよいかについて、冒頭陳述の中で示されていたか。8 番の方どうでしょうか。

8 番

最初の時点では、あまり理解できませんでした。審理が進むにつれ、殺意が争点になっているのだということが分かりました。

司会者

どの事件も、検察官及び弁護士による冒頭陳述が行われた後、休廷して、評議室で、裁判官を含めて、今の点について理解できたかを確認をして、その後に証拠調べに入っていくのかなと思いますが、進行はそのような感じでしたか。そこ

で少し理解が進んで、最初は分からない部分もあったけれども審理が進むにつれだんだん分かってきたというような感じですか。1番の方はどうですか。

1 番

冒頭陳述要旨が双方から出ていたので、それを見て、ある程度争点が何なのか理解できました。書面の見やすさは除いて、双方の主張が分かったので、そこだけに着目して、話を聞いていました。

司会者

4番の方はどうですか。

4 番

被告人は中国の方なので、中国名と日本名と2つあって、最初のうちは、誰が誰なのか分かりませんでした。姉なのか妹なのか、どっちが上なのか分かりませんでした。何日かするうちに、人物について整理できてきました。

殺意については、私は、殺そうと思ってした行為を殺意だと思っていましたが、裁判官から、そうしたら死ぬかもしれないと思って犯行に及ぶことも殺意に入ると説明を聞いて、分からないこともいっぱいありました。検察官や弁護人の話を一番最初に聞いたときに、頭の中で具体的な図が浮かばず大変でしたが、何日かやっていくうちに、皆さんの話を聞いて、こういう事件だったのかなとちょっと遅いですが、二、三日してから分かりました。

司会者

今考えると、最初にこういうことを言ってくれたらよかったという点、先ほど、人間の関係、中国籍の方で、日本名もあって、人間関係がちょっとぐちゃぐちゃしていて、そこが分かりにくかった、もっと分かりやすく示してくれればよかったという話がありましたが、今の殺意という点については、こんなふうにしてくれたらよかったというのがありますか。

4 番

人間関係については、人の絵が記載してあって、誰々さんと図で示してあったんですが、それがよく分からなかったです。もうちょっと分かりやすく、姉妹ですとか、名前も中国名と日本名と2つ記載してありましたが、審理で使われる名前が統一されていなくて、呼び方が、その時々で、中国名だったり日本名だったりともちまちまだったので、同一人物であると瞬時に分かるまで、ちょっと時間がかかりました。

司会者

7番の方は、審理を通じて、重大な事案であると理解されたということでしたが、双方の冒頭陳述や論告、最終弁論を聞いて、量刑上どのようなところに着目

したらよいか分かりましたか。

7 番

被告人は、罪を認めていたので、どのような量刑にするかというのが話し合いの中心だったと思います。

被告人にどういう量刑を与えて、反省してもらおうのかということを求めているんだということは分かりましたが、被告人は、多くの取引をしているほか、偽名を使ったりしているので、誰が何をしたのかということをすぐには理解できませんでした。

今、こうして思い出してみると、非常に緊張していたのではないのでしょうか。これが裁判の本物の場所なんだなと思いつつも、自分がいる現場感覚っていうのがなくて、どこか別のところのお芝居に行っているように、どこかで遠くから見ながらも、遠くから見て自分の方に気が取られてしまって、その場で、一つ一つの言葉の意味をどれだけ理解していたのかなというのは、今考えるとよく分からないくらいたぶん緊張していたんだと思います。

そして、評議室で、もう1回裁判長から話を聞いているうちに、自分を取り戻して、事件の重要性についてもっとよく分かって、真剣に取り組まなければならないなと思ったんだなと今思い出しました。

司会者

第1回公判期日は、被告人の人定質問から始まって、起訴状朗読、黙秘権の告知、その後、冒頭陳述が始まる訳です。検察官も弁護人も分かりやすいものを準備してきますが、我々が考える以上に、皆さんが緊張されていて、分かりやすいと思っている情報が意外と入ってこないという、そういう心理状態が最初はあるんですかね。後から分かってくると、こういうことだったんだということが理解できるけれども、最初はなかなか消化しきれないところがあるんですかね。もっともっと分かりやすくというものがありますか。

7 番

検察官、弁護人、被告人及び証人も本当に分かりやすく、ゆっくり、一生懸命しゃべっていたと思います。私も一生懸命聞いて、メモして、その場では分かったと思いこんでいましたが、思いもよらぬ緊張というのが、自分でも自覚していないものがあって、どれだけ分かりやすく資料を仮に示してもらっても、最初の何分かというのは、それを理解できるほど自分の精神がリラックスしているのかというのは別問題かなと思いました。

司会者

審理の締めくくりに行う検察官の論告や弁護人の最終弁論の主張は、分かりやすいものだったでしょうか。改善すべき点はありませんでしたか。

1 番

分かりやすい内容でしたので、双方の相違点についてもよく理解できました。一つ思ったのは、1年半くらい前の事なので、記憶が曖昧なのですが、検察官側が、冒頭陳述をした人と論告弁論をした人が違う人がやっていたという記憶です。被害者が女性なので、最初は女性の検察官が担当していたのですが、論告時には、検察官が男性に変わっていて、同じ方にやっていただけないのかなと思ったことが印象に残っています。

2 番

法廷での私の席が検察官側の方だったので、検察官の声はよく聞こえましたが、弁護人の声が小さくてよく聞こえませんでした。他の裁判員からも、もっとはっきり伝えてほしいねという話が出ていました。検察官の論告も弁護人の最終弁論も内容は分かりやすかったですし理解できました。

改善すべき点は、分かりやすくもう少し大きな声で話していただけるとよかったですと思います。

3 番

双方の主張も分かりやすく、双方の言いたいことは分かりました。

強いて言えば、私は補充裁判員だったのですが、審理中は、席が裁判員の後ろの方だったのに、最後の判決の日に、法壇の前の方に出てきてもらいたいと言われ、なぜ最後は前の方に座らなければならなかったのかなとちょっとした疑問がありました。

麻薬特例法違反の事件だったのですが、専門用語がよく分かりませんでした。世間一般で言われている簡単な名前ではなくて、麻薬について正式名称で呼んでいることが非常に多く、途中から簡単な呼び方と正式名称とが入り交じってきて、同じものだという事は分かりましたが、専門用語を知らない人が裁判員として裁判に参加するので、一般的に言われている名前を使った方が理解しやすいのかなというのがありました。

4 番

担当した事件が3つありまして、3つ一緒の求刑だったので、一つ一つきちんと説明していただきましたし、検察官の求刑もだいたい予想通りだなというものでした。弁護人の話もなぜこうなったのかというのがきちんと理解できましたし、双方の言いたいことは、伝わりました。

5 番

審理をしていく中で、双方の思い描くストーリーが十分伝わってきました。特殊な事件だったので、証人が被害者を含めて4人いて、そのうちの1人と被告人が言っていることが違うというのがあって、それを取り入れるかどうかを判断するにあたり、双方の話は十分に伝わったと思います。

7 番

検察官の主張は本当に分かりやすかったです。被告人のやった事件が社会的にどれだけ大きな問題を抱えているか、だから、これだけ罪が重いんだということが非常によく分かって、重い罪を与えなければならないほど、重大事件なのかということを考えさせられました。

一方で、被告人は犯罪を認めているので、弁護人の方はどこまで情状酌量してくれるか、身元引受人の内縁の妻の証言とかそういうのを含めて、量刑を低くしてほしいという希望は、書面を見ても、弁護人の話を聞いても分かるのですが、冷ややかな言い方をすると、罪を認めている被告人の弁護をする、そして情状酌量を求めている、身元引受人の立場が決して強い立場でない、収入の面でも性格の面でも、非常に弱い立場の女性が、被告人が刑期を終えて出てきたときに、十分に身元が引き受けられるのかということに関して、誰でも持つかもしれない不安というのを弁護人も持っていて、そのために、情状酌量を求める弁護人の公判での態度が弱々しく感じました。事件の重大性を考えると、内縁の妻の発言を聞いて、気持ち分かるけども、果たしてうまくやっていけるのかなという思いを、弁護士も持っていてそれが態度に出るかなと思ったのが正直な感想です。

8 番

論告、弁論は、どちらも分かりやすかったです。双方から提出された資料については、検察官が作成した書面は、とても見やすく、素人にも分かりやすいものでした。そんなに多く図解があるわけではないのですが、色分けされ、かつ、強調したいところは大きく書いてあって、伝えたいところが伝わってくる資料が作られていたなと思います。中身についても、法廷で聞いた主張は分かりやすいものでした。

司会者

皆さん、論告、弁論は分かりやすかったというご意見でしたが、大事な話というのは、被告人の口からや証人尋問という形で語ってもらうのが大事であると最初に話しましたが、被告人質問や証人尋問を聞いている段階で、これってこういうことなんだろうなと考えられる内容だったか、率直な感想をお願いします。

7 番

組から破門されるのに、赤字破門と黒字破門というのがあって、被告人は、赤字破門されたため罪を認め、事実を話したということでした。文書で読むと、赤字破門と黒字破門がそれほど差があるのかということが分からなかったのですが、破門があったからこそ、決心して罪を認めたということが、被告人の話を聞いてよく理解できました。1日目に、被告人の下立場で、麻薬の売買をしていた証人の尋問があったのですが、その方は、証人の兄貴分である被告人を怖れていて、顔を合わせたくないということで、衝立をして、証言しましたが、麻薬取引に当

たつての上下関係とか、証人の供述とか尋問時の顔とか証人の表情や態度で、事件の重大性とか置かれている立場とか、報復を怖れているんだなということがよく分かりました。こういったことは文書だけでは分からなくて、証人尋問でよく分かりました。

司会者

いろいろと私からお話をお聞きしましたが、犬木検察官から、今まで出た中でこのあたりお聞きしたいということがございますか。

犬木検察官

新しい話になってしまうかもしれませんが、検察官としても、参考人や被告人の口から生の声を聞いたほうがより分かりやすい審理ができると間違いなく思っておりまして、それに努めておりますが、実際の審理では供述調書といって、捜査機関が関係者から話を聞いて取りまとめたものを証拠請求せざるをえない場面があります。皆さんも検察官が長々朗読する形で聞く機会があったのではないかと推測するんですけど、実際に供述調書の取調べの中で検察官の朗読を聞いていて、苦痛というか退屈だったとか、中身自体が分からないといった感想があれば、忌憚のないご意見をお聞きしたいんですけど、いかがでしょうか。

5 番

私が担当した事件ですけど、供述調書と内容が変わった証言が出てきたと言ったらよいのでしょうか、元の証言がどうだったのかという疑問符がついたということはございました。外国人の方でしたので、国民性みたいなものもちょっと出たのかもしれませんが、1年以上経過した事件で断言をする中で、事件当初に供述していた内容とどうも変わっているらしいと。どうも変わっているらしい元の証言というのがはっきり分からなかったもので、この辺がもし分かれば、もっと理解しやすかったかもしれません。

司会者

その場でそこについて質問が双方からされていたということでしょうか。

5 番

そうですね、両方から出ました。

司会者

1 番の方はいかがでしょうか。

1 番

分かりやすかったという一言です。苦痛だということはありませんでしたし、一緒に参加させていただいた裁判員の方からも、そういった話はありませんでしたし

た。

司会者

後藤弁護士から何かご質問ありますか。

後藤弁護士

冒頭陳述や弁論で双方が配った書類について、例えば冒頭陳述であれば証人尋問や評議の度に見直したりしたのか、論告・弁論についても、最後の評議の際には何回も見直したりしたのか。かなり見たというのか、あるいは自分はあまり見なかったという御意見があれば、お聞きしたかったんですが。

2 番

私は何回も見直しました。

4 番

私も、休憩の度に前にあったことを踏まえながら、なるほどなという感じで、しっかり見せていただきました。

3 番

私も見ました。でも、率直な意見としては、様々なものが積み重なっていたので、自分の頭の中でまとめるのは難しかったです。

司会者

1 番の方の事件は性犯罪の事件でしたので、なかなか被害者の人も難しい事件だったと思いますが、そういう事件でなかったとしたら、供述調書で読み上げてほしいとか、本人から話を聞きたいとか、そのあたり御感想などがありましたらお願いします。

1 番

どちらかというと被害者側の意見が文字でよく伝わってきたので、個人的には変わらなかったと思います。

4. 量刑評議について

司会者

冒頭では審理の分かりやすさという点から皆様の御感想をいただきました。次に量刑についての御意見をお伺いしたいと思います。

証拠調べあるいは主張について、今まで分かりやすさという点で御意見をいた

だいてまいりましたけれども、有罪に決まった後は、どんな刑にするかということの評議で取り上げたと思います。量刑を検討するに当たっては、裁判所から量刑に関する基本的な考え方を説明して、これを理解いただいた上で評議を進めていると思います。

先ほどの分かりやすいという御意見の中にも既に入っていたと思うのですが、量刑評議を進めるに当たって、検察官が論告求刑で述べたこと、弁護人が弁論の中で述べている意見、両方参考にしていると思いますが、量刑に関する当事者の主張に絞った場合、刑を決める上で参考になったかどうか、この辺りはいかがでしょうか。5番の方はいかがですか。

5番

グラフを見させていただきながら過去の判例を踏まえて判断をしていくわけですが、これについてはすんなり入れました。

司会者

今の話は、検察官が量刑のグラフみたいなものを取り上げた主張をして、それが参考となったという話でしょうか。

5番

評議の方の話でございます。

司会者

検察官の意見あるいは弁護側の意見を量刑を決める上でかなり参考にしたのか、そうではなかったのか、その辺りはいかがでしょうか。

5番

思い描いているストーリー的なものがあって、それで私個人としては、その部分について比較的早い段階では判断できていたとは思いますが。資料に関しては全然問題なく、刑に関しても、最終的な審理を踏まえていく中で、だんだん自分の中で答えというものが明確に分かってきたというところで決められたんじゃないかなと思います。

司会者

3番の方はいかがですか。検察官や弁護人の量刑に関する主張は参考にされましたか。

3番

私自身は、まったくもってどれくらいかということも知らなかったもので、こういう場面だからこれくらいだということとはすごく参考になりました。

司会者

2 番の方はいかがでしょうか。

2 番

とても参考になりました。裁判では、被害者の証人尋問が、ビデオリンクにより行われたので、被害者に対するマイナスイメージが強くなりました。精神的に苦痛があるから来られないと言っていたんですけど、逆に裏があるように感じました。

司会者

そのあたりは、裁判官からなぜこういうのを使うかという説明はありませんでしたか。

2 番

ありましたけれども、あまり良いイメージはなかったです。

司会者

別の観点から御意見を伺おうかと思います。量刑に関する考え方を論告あるいは弁論でも触れていると思うのですが、これから量刑を決めていきたいと思いますときに、裁判官からも、量刑はこのような決めていくんですよと話があったと思います。裁判官の説明が分かりやすく受け止めることができたのか、そうではなかったのかという点はいかがでしょう。1 番の方はいかがですか。

1 番

私は、裁判官が示された内容については理解ができましたし、自分の中では早い段階でこれぐらいという答えはあって、検察側、弁護側から求刑の話があったんですけど、自分の中でぶれることは基本的にはなかったです。

司会者

評議では量刑のグラフを用いることも多いと思いますけれども、そういうものと、量刑とはこういうふうに考えるんですよという裁判官の説明の関係などについて、納得して進められたかという点はどうでしょうか。

1 番

そこは納得して進めることができましたし、裁判官も裁判員も全く同じ立場で意見を言い合いました。

8 番

3つの罪がありましたので、素人判断では一つずつの罪に対して何年、何年、何年とプラスしていくイメージだったんですが、裁判官の方から、足してぎゅっ

と圧縮して決めていくという説明を受けて、理解しやすかったですし、それを踏まえて過去の量刑のグラフも見ていって、皆さんで判断していったと思います。非常に分かりやすかったです。

7 番

表を見せてもらったり、過去の経験を踏まえて何を考慮しなければいけないかという説明は、分かりやすかったと思います。ただ、それを判断するのは、私自身は難しかったです。なぜかという、前に犯罪を重ねていましたし、どこまで情状酌量してあげられるものなのか、それから、犯罪におけるその人の役割が、検察官が言っている方が正しいのか、考えなければいけないのかを見極めるのは非常に難しかったんじゃないかと思います。

資料も説明も分かりやすいのですが、それを最後に自分の中で決めていくというのが、私には非常に難しく感じました。私の関わっている事件が、過去の量刑のグラフを見ますと、殺人事件と同じぐらい難しい事件なのだということを思い知らされて、私にとっては刑を決めるというのがすごく難しかったです。

司会者

目の前にいる被告人の刑を決めるということは、作業としては皆さんに重い負担をいただいているのかなと思いますが、もし、その後こんなことで不安を抱えているんですということがあれば、我々に遠慮なく指摘いただければと思います。

また進めていきますけれど、自分の意見というのを、うまく最終的に消化した上で言えたかどうかはいかがですか。4 番の方はいかがですか。

4 番

自分の意見に対しては、十分聞いてもらったと思っています。けれども、はたして自分の意見が正しかったかどうかは自信がなくて。

司会者

3 番の方はいかがでしょうか。いろいろと説明を受けて、検察官、弁護人からの主張も受けた上で、それを整理して、最後は意見を開示できたでしょうか。

3 番

はい、そうですね。

司会者

2 番さんの方の事件は背景がある事件なのかなと私も思ったんですけど、そのあたりも含めていろいろな説明ですとか、検察官、弁護人の主張を踏まえて、自分としてこうじゃないかということは言えましたか。

2 番

私と一緒にチームの人たちは、結構発言をする人が多かったので、私も発言しやすく、自分の意見もちゃんと言えたと思います。それに対してみんなもいろんな意見を言ってくれたので、なるほどな、こういう意見もあるんだなと思って、みんなの意見も自分の意見も参考にして量刑を決めることができたと思います。

司会者

1 番の方は、かなり早い段階で量刑に関する自分の意見をお持ちだったとの話でしたが、それはその場で表現をすることができましたか。

1 番

私の意見も主張しましたし、いろんな意見があるのだなということを実感しました。

司会者

5 番の方はいかがでしょうか。

5 番

私も活発な意見をさせていただいたんじゃないかなと思います。河村裁判長に仕切っていただいたわけなんですけど、十分な意見交換ができたと思います。

司会者

もしかしたら河村裁判長に遠慮しているのかもしれませんが、こういうところが分かりにくかったという意見を言っていただいてもかまわないんですが。

5 番

全くなくて、うまくまとめていただいたと思います。いろんな意見が確かにありました。いろんな見方があるんだなと勉強になりましたし、自分自身も、それを聞いてなるほどなという判断をするときもありましたけれど、うまくまとめていただいたなと思います。

7 番

私自身はすごく悩んだと先ほど話をしたんですけど、決めていく過程の中では、はっきりと意見を言えたり、分からないことは聞くことができました。いろいろな年齢と社会的経験の違う方たちがいる中で、それぞれの人の考えというのがあるって、個性的だったと思います。そしてその意見を聞いたので、自分自身の決心が逆に揺らいでしまったり、この決心が正しかったのだと思ったり複雑でした。

一番最初に自分なりに出した結論が本当は正しかったのだということを自信をもって自分の中で理解できるには、裁判長の意見が私には大きな影響がありまして、自分でよくよく考えて出した結論を「自信をもっていいんだよ」と言われたことがすごく嬉しかったんです。一方で、私は人間として冷たくて、もっと犯罪

者といえどもその人の人生について優しい目で見てあげる必要もあったのかとどこかで思ったりして、そこが自分の中でもややもやしています。ただ、出した結論は、冷静な頭で考えれば正しかったんだろうと自信は持っています。そこに至るまでは、大きく悩みました。でも、悩みつつも多くの人の考えを出し合った上での結論でしたので、納得がいくものではありませんでした。

8 番

自分も言える雰囲気を作っていたと思います。参加する前は、私に話すことがあるのかなと思いましたけれども、実際に参加してみたら、すごく話しやすい雰囲気、皆さんも意見を出し合うタイプの方が多かったのも、自分も遠慮なく発言することができたと思っています。

司会者

犬木検察官から何か量刑に関して聞いてみたいことはありますか。

犬木検察官

検察官の立場から求刑をさせていただいて、その中で懲役何年という具体的な数字を出させていただくんですが、絶対的な答えだとは毛頭思っていない。方程式に当てはめれば答えが出るというわけでもなくて、皆さん悩んでいたところだと思っているんですけど、最終的に裁判員の皆様は、一定の刑を導かなければならない立場にありまして、その際に、何が一番決め手になったのか、データ、グラフなのか、自分の感覚なのか、それとも弁護人や検察官の意見なのか、それとも裁判官からの助言等なのか、それについて端的に伺えればと思います。

3 番

人生において自分に降りかかることもない出来事だったので、まったくもって自分の意見というのは分からず、ただその中で、検察官のお話ですとか、裁判長のお話ですとか、すごく参考になりましたので、良かったです。

2 番

最初に検察官の方の懲役何年というのを聞いたときに、こんなに刑務所に入っていないかならないのかと刑の長さを感じたのですが、弁護人の最終弁論で、弁護士さんの意見が刑を決めるのにすごく参考になりました。

5 番

私の場合は、裁判官3名の意見を踏まえて判断をさせていただいたというのが大きかったと思います。量刑グラフを見させていただいて、最終的に判断をさせていただきました。

司会者

後藤弁護士から何かお聞きすることはありますか。

後藤弁護士

評議の時間が十分にとれたと感じたか、もうちょっと事実認定の部分でも量刑の部分でも考える時間が欲しいと思った部分があったのかをお聞きしたいと思います。

8 番

刑を決める上にあたっての評議の時間は、十分にあったと思ってます。

司会者

事実を決めるところも同じような感じですか。殺意があるかどうかとかは。

8 番

殺意があるかどうかは、評議でも十分時間を割いたというか、すごく考えて評議をした覚えはあります。

司会者

3 番の方はいかがでしょうか。

3 番

最初の冒頭陳述などを踏まえて、また戻ってきての評議というのは、長いなどというのが率直な感想でした。

1 番

時間的な問題については十分だというふうに認識しています。逆にこれ以上長くなってしまうと、かなり苦痛というかいろんな面で負担が大きくなって、私は期間的には良かったと認識しています。

5. これから裁判員になれる方へのメッセージ

司会者

最後に裁判員になれる方へのメッセージをお願いいたします。8 番の方からお願いいたします。

8 番

私自身、裁判員を経験する前とした後ではすごく考え方が変わったので、良い経験だったと思っています。また、そういう機会があれば、またしてみたいと思

うくらいなので、次に裁判員に該当する方は、ぜひ経験してみていただきたいと思いました。

7 番

裁判員をするにあたって、時間的なゆとりとか、自分の精神力とか、健康面で、はたしてきちんと一生懸命やっていけるのかという不安が決してなかったわけではないのです。ただ、頭の中で裁判員になったときにどうかとか、こういう制度ができる前はどうかとか、日本でも陪審員制度のようなものができるとういと内心では思っていました。それで、実際に関わって、時間的に拘束されてみて、大変ではあるのですけれども、頭の中でもややと考えていたものよりも、実際に行動し、そして、多くの人が意見を出し合って物事を決めていくというか、そのプロの裁判官だけで決めていくものとは違う裁判の在り方が、失礼ですけれども、民主的なものと思ったり、参加する側が、実は民主主義とか物を決めることとか考えることとかの大切さを思い起こさせるというか思い知らされるというか、これから自分が生きていく上で、さらにいろいろな人の意見を聞いたり、自分の意見を言えるようになったり、世の中をもっと公平な目で見たりすることができる人間になれるのではないかと思います。ぜひ、怖いと思わずに参加してみて、そして、参加した意見をこのような場でどんどん出して、私たちの世の中がよりよい民主主義になって欲しいなとつくづく思いました。

5 番

残念なことに残忍な事件というのは日々起きていまして、そういうものを耳にしますと、自分の体験というものが思い出されます。こういうことはあって欲しくないのですが、例えば、これから事件を起こす人間が目の前にいて、私が経験した内容というものが伝わったときに、相手が犯罪を犯さなくて済むのではないかとか、もしかしたら抑止力のような形になるのではないかという思いが少しあって、多くは話せないのですが、こういう経験というのはやはり口にしたほうがいいのかという思いです。大変良い経験をさせてもらったなと思っています。

4 番

私も大変貴重な経験をさせていただきました。これから裁判員になる方も、ぜひこの経験をしてほしいと思っています。一つのことに対して、これほど考えたことはここ数十年無いくらいでした。私が裁判員となったことを話した周りの人には、被告人、証人、原告、被告、とにかく裁判所に呼ばれるようなことだけはするなということを実感を込めて言えるようになりました。

3 番

私も皆さん方と同じように、裁判員となったことについては良い経験をさせてもらったと思っていますし、今ここにこうして居るだけでも、日常生活では味わ

えないような緊張感がまだあります。もう少し重苦しい空気を改善してもらえれば、事前にお便りが来たからではなく、自分から率先して参加したいという方も出てくるのかなと思いました。

2 番

報道などから、裁判員裁判では精神的な苦痛やダメージになるのかなと、やる前はマイナスのイメージを持っていたのですが、自分になってみて、いろいろな職種の人たちと裁判の意見を交換できて、物事が進んでいく中では、こういう見方もできるのだなと勉強になりました。とても良い経験になりました。やって良かったです。

1 番

悩むことはありましたが、当初抱いていた不安とかというのは、感じることはありませんでした。今後、自分が犯罪に巻き込まれないとも限らないので、自分や家族の身を守る上で非常に参考になりました。実際に、自分が次回参加するかどうかはさておき、自分の身を守る上で参考になりました。あまり考えすぎずに、ニュートラルに構えて臨んではいかがでしょうかと思いました。

司会者

本当に貴重な御意見ありがとうございます。そのまま文字にして広報に使えるようなことをおっしゃっていただきました。本当に前向きに捉えていただいております。

6. 法律関係者からの感想

司会者

それでは、法曹関係者の皆様に裁判員経験者の方々のお話をお聞きして、どのような御感想をお持ちになったかを伺いたと思います。

犬木検察官

本日、皆様のお話をお聞きして、本当に身が引き締まる思いをいたしました。皆様は何を悩んでいるのかをかいつまんで知ることができましたし、だからこそ、精進して、皆様が悩まないように、検察官が言うところはそのとおりだなと言われるよう立証活動を心がけていきたいと思っています。本日はありがとうございます。

後藤弁護士

私が担当した事件の裁判員をされた方もおられて、なかなか意見を言いづらか

ったところがあったかもしれないのですけれども、そうした中でもかなり意見をおっしゃっていただけたのかなと思っております。私個人としても弁護士会としても、やはり裁判員の方に分かっていたらいいなと、とても裁判員裁判は話にならないと感じておりますので、本日の御意見を参考にさせていただいて、弁護士会のほうでも充実した弁護活動ができるようにしていきたいと考えております。本日は大変勉強になりました。ありがとうございました。

河村裁判官

参加していただきました裁判員と補充裁判員の方の本日の御意見をお聞きいたしまして、大変参考になりました。悩むという意味について、良い意味で、悩むということは良いことだと思うのですが、もしかしたら、悩まなくてもよいところで悩んでいた可能性もあるかもしれませんし、その部分がどういったところなのかというところを、勉強させていただきました。また、有罪の評決をした後に、被告人に具体的にどういった刑を科すのかといった最後の部分で、おそらく皆様が悩むことが多いのかなと感じています。そのようなところについても、さらに工夫を重ねて、評議のあり方も皆様の御意見を参考にして工夫を積み重ねていきたいと思っています。本日はありがとうございました。

司会者

私自身も参考にさせていただきますし、重い雰囲気の話しづらいということがないように直していかなければいけないなと思ったところでございます。

7. 報道機関からの質問

司会者

それでは、本編の方はここで終了いたしまして、記者の皆さんから質問をしていただきます。

朝日新聞社

加盟記者クラブを代表いたしまして、朝日新聞社より3点質問させていただきます。まず一問目ですが、裁判員や補充裁判員を経験されたことを周囲の人にお話をされたかどうかをお聞きします。もし、お話されている場合であれば、どのような場面で、どのようなこととお話になっているか、お話されていない場合であれば、その理由もお聞かせいただければと思います。恐縮ですが、1番の方からお願いいたします。

1 番

周囲には、積極的に話していることはありません。休む期間とこういうことで

休みますということを話しているだけです。勤務を休むため、その理解を得るために話しているということです。具体的な事件のことは積極的に話していません。

2 番

私は、ちょうど裁判員裁判の期間に、子供の幼稚園のお遊戯会が入っていました、幼稚園の先生や周りのPTAの役員さんにはいろいろと話をしました。それで、理解をいただいて、私は会長だったのですがけれども副会長さんに全部お願いして裁判所に来ました。

3 番

私は親兄弟には話しました。自分と同年代の方は仕事をしている方が多いので、どうしても職場には迷惑をかけられないということで、職場の上司には早めに相談をさせていただきました。

4 番

私も職場の上司には、決まった段階で日程表が渡されましたので、その日にちに裁判所に裁判員として行きますと伝えました。断れないのかと上司に言われましたが、表を見てお断りできる理由に該当するものが一つもないことを話すと、上司からは頑張って行ってきなさいと言われました。家族や親戚には少し話したくらいです。

5 番

私も会社に報告いたしました。私自身、お客さんをだいぶ担当しているものですから、不在の理由として、裁判員裁判に参加していますということをお話しさせていただいておりましたが、必要以上に話していたわけではなく、話をしなければいけないような状況のときにだけ話をしていたという程度です。

7 番

私の仕事は子供と関わるものですので、1週間抜けるということは、どうして休むのかなというのを疑われるわけです。そのため、直属の上司3名くらいにはこういう事情でお休みしたいと伝えていました。

裁判員に選任された場合には、12月初めから1週間くらいの休みになるかもしれないので、そのときは協力してくださいというお話をしました。そして、私の直属の上司たちも、社会的立場から、そういう仕事は協力するようということで快く送り出されました。裁判が終わってからは、他の職場の仲間たちにも、こういう事情でお休みしましたということを話しました。あなたもそのうち順番がきますよというような話もしました。周りの人は、どういった気苦労があるのかしらと想像をふくらませているのではないかと思います。ただ、仕事柄、忙しいので根掘り葉掘り聞く人はおりません。

それから、当然、家族には協力してもらわないとできないので、家族には話しましたし、私と同年齢の親しくしている友人達にも、「あなたにもきっと順番が来るわよ。私、先回りして頑張ってきます。」と話をし、差し支えない内容だけは、終わってから、こういう事件の裁判員をしましたという話をしました。それで、話を聞いた人達は、「それじゃあ、いつかは私のところに来るのね」と感想を述べていました。

8 番

私も職場と両親、近しい友人には話しましたが、それ以外には話していません。

朝日新聞社

積極的にお話をされていないのは、どのような理由からでしょうか。

8 番

こちらから積極的に話をしなくても、自分が伝えた人が話題にすることがあり、その中で、裁判員候補者になった人や裁判員制度に興味のある人が話をしてくるものですから、必要以上に話したらとんでもないなと思ったので、それ以上は話しませんでした。

朝日新聞社

二問目です。裁判員に定められている守秘義務につきまして、日常生活上お悩みになっていることはございますか。

1 番

ありません。

2 番

特にありません。

3 番

ありません。

4 番

私もあります。

5 番

全くないです。

7 番

守秘義務について負担だと感じることはありません。

8 番

私も負担だと感じておりません。

朝日新聞社

三問目です。判決に皆さんの御意見や市民感覚が反映されたと思いますでしょうか。守秘義務に反しない範囲でお答えいただくようお願いいたします。

1 番

私は、その市民感覚でと思っていましたので、あまり周りの意見にとらわれるということはありませんでした。

2 番

判決に自分の市民感覚が反映されたと思いました。

朝日新聞社

どのようなところが反映されたと思ったのでしょうか。評議の秘密に触れない範囲でお答えいただければと思います。

2 番

グラフで、このくらいの事件はこのくらいの年数というものが示されたのですが、その量刑は平均的にそのくらいなんだと思ったのですけれども、私自身の意見を述べたということです。

朝日新聞社

それでは3 番の方はいかがでしょうか。

3 番

私も皆さんの意見を参考にさせていただきながら、自分の意見を伝えることができました。

4 番

私も、どれくらいのことをしたらどれくらいの罪になるのか分からなかったのですが、事例とかグラフとかの資料を見て、頭の中で分かってきましたし、皆様の意見や裁判官のお話を聞いて、納得していきました。

5 番

私個人の感想としては、市民感覚はやはり反映されたのではないかと思います。考え方だと思いますが、重さを伝えたというのは、我々のニュートラルな部分というか、そういう意見から出たのだと思います。活発な意見をするために、会社

員のために言いますが、裁判員裁判に参加すると企業によっては欠勤扱いになるのです。そこは企業判断に委ねられているということになっているのですが、そこはぜひ民意というか、裁判員裁判は良い制度だと思っていますので、やはり、企業に対してもっと協力を仰ぐというか、そういう方向性で報道してもらいたいなと思っています。

7 番

何度も意見を話しましたが、自分の関わった事件の重さというのがどれくらいかというのは最初なかなか理解できませんでした。それで、市民感覚をどう生かしたかというように言われれば、いただいた資料とか検察官や弁護人の話を聞いて、自分なりに判断し、それが冷たい判断だったかもしれないと思いつつも、それが過去の裁判と照らし合わせた場合には、これでいいのだという納得はできていました。そして、自分自身が納得できたものでしたので、市民感覚が反映されたかということに関してはそうかなと思います。

8 番

私も市民感覚がもの凄く生かされたなという実感はあまりないですけども、刑を決めるに当たった部分と審理をしていくに当たって、普通の人ならこうだよねという意見は交わされたので、その辺りを汲まれたかなと思います。

NHK

4 番の方と河村裁判官にお伺いします。冒頭部分で、4 番の方が量刑を決めた後に心の負担となっていたと、もう少しこういうようにしておけば良かったという場面もあったと述べられていましたが、日常生活のどのような場面でときどきそのようなことがあったのでしょうか。また、それに対して、多少負担を感じられている方に対して、裁判官、裁判所として、今後このような意見を参考にされるのかということをお伺いします。

4 番

体にどこか不調が出ているということではありません。ただ、どこで感じたかということですが、判決が出たのが11月で、冬になって、今年の冬は寒かったのです。それで、寒いなと思ったときに、被告人も寒いだろうなと、もう少し早く出られるようにすることもあったかなと思ったりしました。

NHK

実際に自分の意見はよく聞いてくださったと述べられていましたが、自分がこうだと思ったことに対して、自分の発言に対して後悔とかはありませんでしたか。

4 番

自分の発言に対しての後悔はありません。間違ったとは思っていません。皆さ

んの意見も聞きましたし、私も言いましたし、みんなで納得して出した答えですから。

河村裁判官

今の4番の方の話を伺ったことは置いておいて、一般的なお答えということでよろしいでしょうか。

NHK

はい。

河村裁判官

裁判官として何日も裁判員と補充裁判員と一緒に同じ事件に向き合っている一つのチームとしてやっているわけですので、判決が終わって、じゃあこれでお終いという気持ちは全く持っておりません。そこで特に問題がなければ、今後、裁判員と補充裁判員に接することはないわけですが、場合によっては、負担のケアのために裁判官が直接関わらなければいけない部分もあると思いますので、そういったときには、裁判官としても直接関わっていく必要があると思っています。

司会者

それでは、他に質問もなければ、時間も参りましたので、今日の裁判員経験者の意見交換会は、これで終了とさせていただきます。

参加者の皆様方には、たくさんの貴重な御意見をいただきました。これを参考にさせていただきますして、より一層裁判員裁判に参加しやすく、より一層よい裁判とするために、より一層評議や話し合いができるように生かしていきたいと考えております。あらためてお礼を申し上げたいと思います。本日はありがとうございました。

以 上